

担い手育成のための農地マネジメントの推進

要約

- ① 認定新規就農者や認定農業者といった担い手の営農計画作成と併せて、条件に見合う農地の探索を関係機関と連携しながら支援し、農地中間管理機構を介した転貸の実現。
- ② 現地巡回や講習会等により特定農業振興ゾーンの生産額等の増加を図り、百済地区のナス・小麦の生産額増加や、寺戸地区のイチゴ栽培面積の確保に成功。
- ③ 新たな特定農業振興ゾーンの設定を目指し、候補地区2地区を位置付け。

現状(背景)と課題

- ① 毎年数名の就農希望者が新たに認定新規就農者として就農している中で、就農計画作成に伴う農地探索支援が必要。また、法人を中心に認定農業者が規模拡大を意向しており、資金計画作成に伴う農地探索支援が必要。
- ② 広陵町2地区の特定農業振興ゾーンで、整備実施計画の目標達成（生産額等の増大）が必要。
- ③ 新たにまとまった支援を行うエリアとして新規のゾーン設定が必要。

目標

- ① ・認定新規就農者への農地転貸件数として、R6～7年度累計4件
・認定農業者への農地転貸支援件数として、R6～7年度累計4件
- ② ・百済地区で夏秋ナス・小麦の生産額をR5作比+153%及び生産基盤強化のための法人組織の設立
・寺戸地区でイチゴ栽培面積1.13ha
- ③ ・R8年度に新たに1地区を設定

活動内容

- ① 新規就農希望・規模拡大への相談対応や候補農地の現地確認
・相談対応は、のべ36回、15名に対して行った。また、候補農地について、農地中間管理機構などの関係機関と連携しながら、排水性や水道等の周辺状況について随時現地確認を実施。
- ② 夏秋ナスおよび小麦、イチゴに係る現地巡回等
・百済地区において、夏秋ナスで講習会2回および現地巡回18回の活動、小麦で現地巡回2回の活動を行った。また、営農組合の役員と打合せを行い、法人化の必要性について理解の浸透。
・寺戸地区において、イチゴの新規就農者を中心に随時現地巡回を行い、生産安定の確保。
- ③ 特定農業振興ゾーンの新たな候補地区の探索
・各市町村の担当者と農地マネジメントチーム会議を行い、新たな候補地区の探索。

成果

- ① R6～7年度累計で、認定新規就農者においては10件の転貸実績があり、目標の4件を大きく達成。認定農業者においては、売買での権利移動が行われたこともあり3件。
- ② 特定農業振興ゾーンにおける生産額は、百済地区のナスと小麦において、R5作比で+276%となり、目標を大きく達成。また、寺戸地区のイチゴ栽培面積は、昨年度から目標の1.13haを維持しており、両地区とも目標を達成。
- ③ 市町村担当者と打合せを行い、2市町において、圃場整備の要望に伴う候補地区を設定。



候補農地の現地確認



夏秋ナスの講習会

中部農林振興事務所農業振興課
担当：担い手・農地マネジメント係
堀川、木村、磯島、北岡、島

農業新規参入者支援事業
担い手確保・経営強化支援事業
奈良の意欲ある担い手支援事業
新規就農者確保事業
地域農業担い手確保支援事業
経営体育成支援事業
農地マネジメント推進事業

普及活動のポイント

- ① 農地中間管理機構や市町村と密に連携をとりながら現地を確認し、接道状況や排水状況、水道や電気の状態等を考慮しながら、担い手の目標達成に資する農地の探索を行った。
- ② 現地巡回や講習会等を重点的にを行い、特に、夏秋ナスの天敵活用技術の定着支援や、イチゴの新規就農者に対する現地指導により、特定農業振興ゾーン内における生産安定を図った。
- ③ 農村地域振興課と連携し、圃場整備の要望地区を新たな特定農業振興ゾーンの候補地区とした。

対象の変化

- ① 担い手が、より条件の良い農地で、自身の計画達成に向けた営農活動を進めることができた。
- ② ナスやイチゴの生産者が、事務所の助言等により栽培技術を向上させることができた。また、集落営農組合の役員が、将来の組合の在り方（法人化の必要性）について、理解することができた。

対象者からのコメント

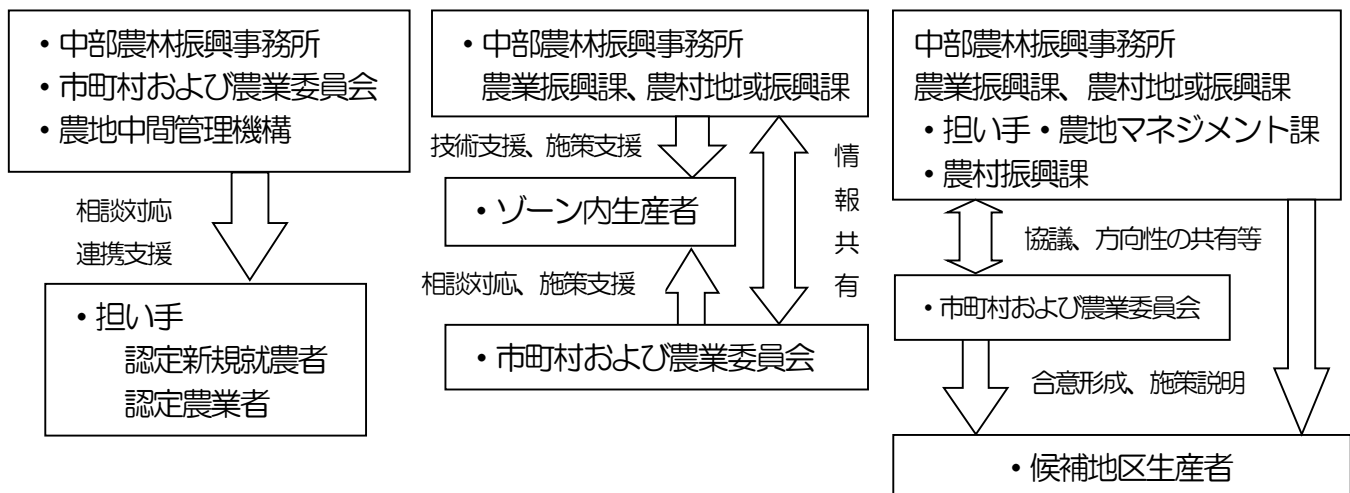
- ① 関係機関との連携による農地探索支援を受けることができ、計画の達成を見通すことができた。
- ② ・現地巡回等で技術的な支援を受けることができ、安定生産につながっている。
・法人化の必要性について理解できた。

これからの活動ビジョン

- ① 引き続き担い手からの相談対応や現地確認を行い、農地集積の推進を図る。
- ② 新たなナス生産者をゾーン内に誘導し、面積拡大による生産額の増加を図る。また、営農組合の法人設立に向けて、市町村と連携しながら具体的な法人の形を提案する。
- ③ 関係機関と連携を密にしながら、具体的なゾーンのビジョンを策定する。

活動体制

- ① 担い手への支援体制 ② 特定農業振興ゾーンにおける支援体制 ③ 新たなゾーン設定に向けた活動体制



用語解説

●担い手：

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画、または青年等就農計画を市町村長等に提出し、認定を受けた個人または法人など。

認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者がある。